



【フラット35】子育てプラス（仮称）の創設について

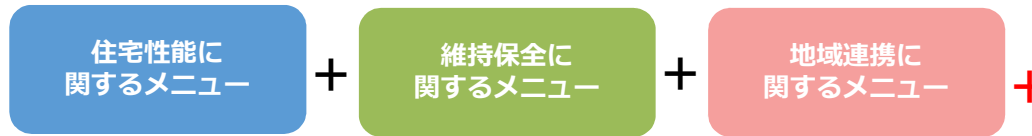
本号では国の「こども未来戦略方針」を踏まえて開始する予定である、【フラット35】子育てプラス（仮称）の概要をご紹介します。なお、本制度は令和5年度補正予算が国会で成立することを前提としたものです。詳細は、機構ホームページにて追ってお伝えしていきます。

1 お子さまの人数等に応じて金利を引き下げます！！

・子育て世帯※1または若年夫婦世帯※2に対して、全国一律で子どもの人数等に応じて、一定期間借入金利を引き下げます（【フラット35】S等の他の金利引下げメニューとも併用できます）。

- ※1 借入申込時に子ども（胎児および孫を含みます。ただし、孫にあってはお客さまとの同居が必要です。）を有しており、借入申込年度の4月1日において当該子どもの年齢が18歳未満である世帯をいいます。
※2 借入申込時に夫婦（同性パートナーを含みます。）であり、借入申込年度の4月1日において夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいいます。

● 金利引下げメニュー一覧



新設 家族構成に関するメニュー	
若年夫婦世帯又は子ども1人	1P
子ども2人	2P
子ども3人	3P
子ども4人	4P
...	...
子どもn人	n×P

2 金利引下げ幅を最大年▲1.0%に拡充します！！

① 金利引下げ幅の拡充

- ・金利引下げ幅を従来の最大年▲0.5%から最大年▲1.0%に拡充します

② 新しいポイント制度の導入

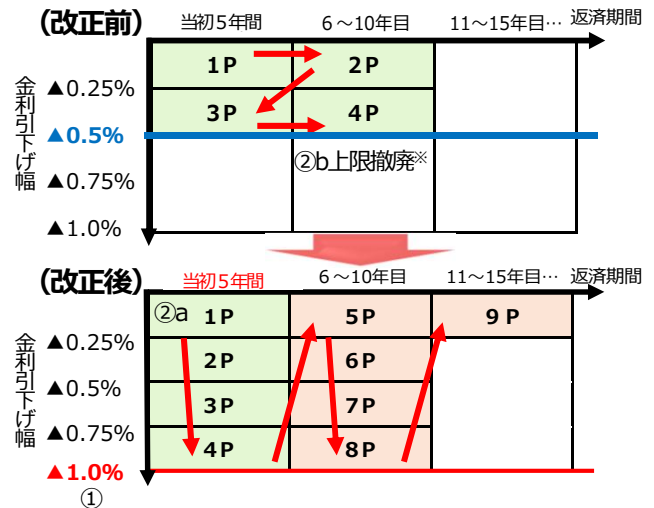
a ポイント加算方法の見直し

- ・当初5年間に優先して加算されます

b 子育て・若年夫婦世帯のポイント上限の撤廃

- ・【フラット35】子育てプラス（仮称）が利用できる場合のみ、ポイント数の上限を撤廃します※

- ※【フラット35】子育てプラス（仮称）が利用できない場合は、従来通り4Pが上限



3 Q&A

Q 子育て支援等の制度見直しはいつから始まりますか？

- A 具体的な開始時期や詳細は未定です。なお、機構がお知らせする制度開始日以降の資金お受け取り日から適用となる予定です。具体的な開始時期や詳細が決定次第、機構ホームページにて公表する予定です。また、既にお申込みされたお客様も、要件に合致し、資金のお受け取り日が制度開始日以降であれば対象となる予定です。

お問合せ先

住宅金融支援機構近畿支店 地域連携グループ（担当：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

☎ 06-6281-9261 <営業時間> 平日 9:00~17:00（祝日・年末年始を除きます）

- ⚠️ ご注意 【フラット35】【リバース60】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では申込ご本人又はご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。